

平成27年 決算審査特別委員会の記録

決算審査特別委員会

本庁審査第2班（警察本部、農林水産部、保健福祉部）



委員長名	遠藤忠一
委員会開催日	平成27年 9月28日（月） 29日（火）
所属委員	2班 （副委員長）立原龍一 （委員）高野光二 柳沼純子 太田光秋 宗方保 甚野源次郎 佐藤憲保

- ・知事提出議案第42号：認 定
「決算の認定について」
- ・知事提出議案第43号：認 定
「平成26年度福島県工業用水道事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出議案第44号：可 決
「平成26年度福島県工業用水道事業会計
利益の処分について」
- ・知事提出議案第45号：認 定
「平成26年度福島県地域開発事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出議案第46号：認 定
「平成26年度福島県県立病院事業会計
決算の認定について」

（ 9月28日（月） 警察本部）

佐藤憲保委員

1点聞く。調査資料1ページ、職員に関する調べについてである。平成26年4月1日現在、病休等で休んでいる人は各階級足して10名くらいであるが、警察学校の入校者を除き、年間で延べ何名となるか。

参事兼厚生課長

記載した数字は、平成26年4月1日となっているが、26年度中の延べ数である。また、この数値はあくまで警察本部だけで警察署等は含まれていない。したがって、警察本部だけで26年度中は休職者3名、病休12名である。県警察全体では、58名が30日以上、病休もしくは休職をとっている。

佐藤憲保委員

震災以降、それぞれ犯罪の未然防止等日ごろの日常活動で大変苦勞しており、労を多とするが、一方で郡山市に限らずいわき市や福島市もそれぞれ避難者がいる。そして仮設住宅等が建設されており、その周辺も含めて急激に人口が増加している地域があると思う。

例えば、福島市では仮設住宅周辺、郡山市では仮設住宅も含めた各地域で交番職員1人当たりがカバーする範囲、人口が急激に変動している地域があると思う。そのようなところでは、「交番のカバーエリアが3～4万人で、1つでは対応し切れないので、もう1つふやしてくれ」との要望が県内各地からあると思うが、そのような要望に対する警察本部としての考え方、1つの交番を分割して2つにして管轄エリアを分けていくなどの基準や適正配置の考え方はあるか。

統括参事官兼警務課長

1つ目、震災後における避難者の各地域における状況、本来その地にあるべき人口から大きくふえた場合の対応についてである。これは、従来から管轄する交番があり、管轄する各警察署の復興支援係やウルトラ警察隊等、増員してもらっている体制もあるので、そのような体制にシフトしながら巡回やパトロールをするよう流動的な対応をしている。

2つ目の交番の増設、分割要望に対する考え方、基準についてである。数値的なものは持ち合わせていないが、従来の交番における犯罪やさまざまな警察の取り扱い、人の動きなどを総合的に勘案し必要があれば再編を検討していく。

佐藤憲保委員

決算の内容について、説明を受けた。それぞれ適正に執行されており、そのような監査結果も出ているので、個別案件をどうこう述べるつもりはない。

震災以降、被災地はもちろんだが、それ以外の地域の県民も防犯意識は大変高まっており、「危ない、何とかしてもらいたい」との意見を聞く。

わかりやすい例を述べれば、郡山市の開成山の交番がある。管轄内の人口は、昔は恐らく2万5,000～3万人くらいの人口であったが、今は5～6万人いる。そのような状況で1つで足りるのか。

県民からは、「ほかに金をかけるのであれば、そのような対策に金をたくさんふやしてほしい」「我々の税金なので警察官の増員や防犯、警察に限らず消防など、安全・安心については決算を含めて幾ら金をかけてもよい。我々の要望を聞いてもらいたい」という話が必ず出てくる。

任期付職員の説明もあった。この任期付職員がいつまで続くのかは別として、本県ではこのような基本的な職員の必要性がある。各地域の安全対策をするためにこれだけの人数が必要だという本県における基準については、各県警本部がつくるのか、あるいは警察行政の中で統一の基本的な基準、規則があるのか。もしあるとすれば、国が決めるから仕方がないのか、あるいは基準はないので各県警本部が決めて国へ不足する要員を要求していくのか。それがわかれば今後の対応が変わってくるので、基本的な流れを説明願う。

統括参事官兼警務課長

本県の治安責任は福島県警察本部長以下、我々の責に任ずるところであり、第一義的には、県が治安状況をしっかり把握し、警察の人員体制、組織体制を決めていくものと理解している。

犯罪、治安は広域性もあることから、その過程において同規模県や警察庁の指導を仰ぐこともあると思うが、基本的には県警が現地の治安状況をしっかり把握して治安を守っていくとの考え方に基づいている。

佐藤憲保委員

平成26年度決算を含め、現在は27年度予算で業務に当たってもらっているが、震災後、来年から5年目に入る。今後復興・創生期間の5年間が終わり、さらに合計10年間の復興期間が終わるときには、県警本部庁舎も完成している、双葉郡の被災地域からの避難者も帰還する。また、元の双葉郡に帰ることができる。そのときの人口比率を想定するのは難しいが、それも含めた人口増加エリアにおける管内の人員配置、管理体制を、今後5年間で、警察本部も復興再生に向け人口動態に合わせてもう一度警察署のあり方を含めきちんとしていくべきである。

26年度決算には直接関係ないが、ぜひそのような視点を持ちながら取り組むよう要望しておく。

甚野源次郎委員

説明資料493ページ、通訳センターの設置・運用についてである。延べ人員102人、延べ日数329日となっている。今後観光を含め海外から多くの人がある中で、各地域における犯罪の抑止を含め、この通訳センターの成果等を詳しく説明願う。

組織犯罪対策課長

通訳センターは、組織犯罪対策課内に対象の係がある。平成26年の運用状況は、人員延べ102人、通訳日数延べ329日、通訳時間延べ1,084時間52分である。

通訳言語別では、北京語546時間余りで約半分、そのほか多い順に韓国語106時間、続いてベトナム語103時間で全体の約9.5%となっている。

甚野源次郎委員

アジア系もあると思うが、今後復興創生に向け、オリンピックの開催も含めかなり多くの外国人の来日、来県が予想される。そこで、通訳体制の整備、各言語に対応できる通訳人や通訳員間の連携も必要ではないかと思うので、要望しておく。

(9月29日 (火) 農林水産部)

柳沼純子委員

農地中間管理事業による農地の集積、集約化に取り組んだとあったが、取り組み状況と実績を説

明願う。

農業担い手課長

農地中間管理事業は昨年5月1日から事業を開始した。農地の借り入れについては1,461haを借り受け、そのうち733haを貸し付けた。

柳沼純子委員

当該事業における集積の目標はあるのか。

農業担い手課長

農地中間管理事業では、県の基本方針を定めており、担い手への集積率については現状の39%から、10年後には75%まで集積を進める計画としている。

事業初年度である昨年度は、2,400haの農地を貸し付ける計画としていたが、若干の周知不足があったのか、実績は733haとなっている。

佐藤憲保委員

昨年度の本委員会の意見にもある収入未済額の縮減についてである。麓山畜産基地の事業計画は40年ほど前にスタートして畜産振興という大きな目標があり、本県も他県に乗りおくれなように集約化、基地化、団地化などを進めてきた。しかし、経済的な環境変化でなかなか採算がとれなくなっている。過年度分も含めて、毎年度、収入未済額が計上されているが、最終的な整理についての目標はあるのか。それがなければ、毎年度同じような数字を計上しなければならず、恐らく27年度決算も似たような数字が出てくると思う。

整理するためには、大なたを振るうことも含めてフレームをつくる時期であると思うが、個人の負債が幾らあるという細かい数字ではなく、大きなフレームとしてどのようにしていくのか。

畜産課長

これまで麓山畜産基地には約30の経営体があり、負債農家については新たな承継者を見つけるなどさまざまな対応をしてきた。現在は6戸の農家が負債を抱えて未納となっているが、新しい承継者や企業についての話も出ていることから、地道に承継を続けていこうと考えている。

将来に向けた未納への対応については、各農家と協議をしており、返済の意向があることから、しばらくはこの状況を続けていく。

佐藤憲保委員

それは先延ばし策でしかない。TPPがどのように決着するかわからないが、新たに畜産を大規模化したい、もうけたいという方が、他人の債務まで含めて事業を承継するとは想定できない。

これは事業を推進してきた国、それに乗った県、その当時の各種団体のどこに責任があるかより

も、県として現状をどのように整理するかフレームをつくる時期に来ている。将来にわたって改善する、明るい見通しがあるとは、想定できないので、しっかりと対策をするべきである。

次に、平成26年度は国の復興財源を活用して各地域で農家の要望に応え、事業を組んできた。ハード面などの事業部門であれば、事業計画どおりうまく進まず、繰り越しせざるを得なかったり、翌年度に事故繰り越までやることはわかるが、この26年度の決算を見ると、ソフト事業までそっくり翌年度に繰り越している。事業化した時期まではわからないが、ソフト事業まで繰り越しに計上されている背景を説明願う。

次長（生産流通担当）

県産米の販売促進キャンペーンや6次化の取り組みが該当すると思うが、国の経済対策を財源に2月補正予算で計上し、そのスキームが議決されたものであり、具体的な事業の展開は、議決後の4月以降から進めている。

佐藤憲保委員

国の経済対策に合わせて計上して、事業を実質的に実施するのは翌年度となっていることは了解した。ハード面などの事業部門は、単年度で仕上げることは無理であり、最長3年という事業計画の中で、繰り越しを想定しながらやっていくことはやむを得ないと思う。国の予算での基金の造成や示されたフレームの中で事業構築してきたが、今年度で復興に向けた前期5年間で終了する。6年目以降は繰り越しできる事業は絞られてくると思う。

ここからは要望になるが、これまで議会として震災後の2～4年目は、復興事業については全て対応してきたが、平成26年度や27年度に新たな事業を組み、明許繰り越をして、次に事故繰り越をして、最終年度の3年目に余ったので落とさざるを得ないということがないように、しっかりと予算計上や事業化に取り組んでほしい。

議会側からすると、例えば、地域の要望、農業の再生に事業費が10億円かかると進めてきたのに、実際に執行したのが3億円であったというのは、とんでもない話である。予算化するのであれば、そのようなことはあってはならない。

これまでの事業を29年あたりまでに全て完了することを想定して、部全体で高い意識を持って対応してもらいたい。28、29年度もこのような決算では、本当に事業効果があるのかという県民の厳しい目もあるので、しっかりとした対応を願う。

農林水産部長

委員から指摘のあったソフト事業の効率的な執行については十分肝に銘じていく。特に、被災地域の復興、営農再開関連の事業については、現在、官民合同チームが、直接現場に出向いて事業者の需要をしっかりと把握するシステムを構築しているところなので、農林水産部全体で、より具体的かつ効果的な事業を迅速に進めていく。

高野光二委員

農地中間管理機構は、農村部における高齢化や担い手不足を想定して、いち早く対応しなくてはならないと実施している事業である。新聞報道等では、本県の管理機構を通じた貸し借りの実績が非常に低いとあった。本県は原子力災害と東日本大震災の影響もあり、国の政策に乗らなければ、なかなか難しいと思う。

答弁にあった貸し手と借り手の実績からは、貸し手は多く、借り手が少なく見えるが、借り手の育成も含めた実態を説明願う。

農業担い手課長

実績は年度区切りで集計しているので、1,461ha借りて、733ha貸し付けた差については翌年度に貸し付けており、基本的には借りたものは全て貸し付けることとしている。

実績が低い要因としては、農地の貸し手がなかなかいないことがある。本県の場合は製造業が強く、兼業農家の割合が多いことから、今の機械が動くうちは何とかやっていきたい、先祖から受け継いだ農地を貸すことに抵抗があるなど、なかなか農地が出てこないのが実態である。

このことは、事業初年度で制度の周知不足もあったと考えているので、丁寧な説明をしながら農地を出してもらい、それを貸し付けていきたい。

高野光二委員

次年度には借りた農地1,461haを全て貸す状況であることは、大変よい結果だと思うが、それでも実績については低い県であると指摘されている。津波被災地や警戒区域の農地をどうするかが、これからの大きな課題となるが、この事業の中身をまだまだ理解していない農家が多い。説明にあったのは、中通りと会津地方の年齢が60～70歳ぐらいの、やれるうちはやるという農家であると思う。一方、やれない農家の農地が何千haとあるので、その農地をどのようにしていくかが課題である。

私は、中間管理機構は大変有効な制度だと思っている。農家や市町村に対して推進する県の役割は非常に大きいと思うが、どうか。

農業担い手課長

昨年度の反省も踏まえ、今年度からは管理機構の体制も強化をしており、現地駐在員を浜・中・会津に各1名配置して、より現場に密着しながら制度の周知を図っていく。また、今年度は県政広報番組や地方紙への掲載など、さまざまな手段で周知を図っている。

この制度は、基本的に「人・農地プラン」、津波被災地の場合は「経営再開マスタープラン」の策定と連動して進めていくので、まずは地域で十分に話し合いをしてもらい、農地の出し手と受け手となる担い手を明確にしながら進めていく。

高野光二委員

今後の方向性を役所やJAに聞いても示唆できないのが実態である。今後どのようにするのか、担い手をどのように確保するのか、それがわからなければ「経営再開マスタープラン」は策定できないと思うので、ぜひ、県が指導力を発揮することを期待をする。

次に、ため池の放射性物質の調査についてである。ほとんどのため池で放射性物質の影響を心配し調査したと思うが、調査しただけで今後の方向性は示されていない。これから営農を再開するときその水を使うことも農家は非常に心配している。

調査目的は、結果からどのように前に進むかであり、調べただけで、次のステップが示されなければどうにもならないと思うが、どうか。

農地管理課長

ため池の放射性物質対策については、平成25、26年度に市町村の希望に応じて、約8割のため池のモニタリングをしてきた。国の避難指示区域内における調査結果では、水に含まれた放射性物質は25年より26年のほうが減っているが、溶存態という放射性物質が水にも溶け込んでいるため池が数カ所あった。なお、避難指示区域外においては、基本的に水には溶け込んでいなかった。

一方、復興庁の福島再生加速化交付金で放射性物質対策ができることとなり、各市町村において放射性物質対策をするか否かを定めるための基礎調査や詳細調査に取り組んでいる。

どのようなため池であれば放射性物質対策をするのかについては、国からマニュアルが示されており、例えば、乾土ベースで底質8,000Bq/kg以上で営農に支障があれば対策が必要というところを目安としている。県としても、市町村のニーズや状況に応じた支援をしていく。

高野光二委員

避難指示地域に戻って営農再開しようとする方の意見であるが、一般的に上水については検出限界値以下、あるいは検出されても非常に低い数値が公表されている。しかし、ため池の底に沈んでいる汚泥、あるいは流れ込む背景にある森林が全く除染されていないので、今回のような大雨が降った後の状況はわかっておらず、大雨のときには流れ込むのではないかと心配している。

このことは、安全なものをつくり風評を払拭していくときには、この地域ではこのようにやっているとしすべきである。自治体からの要望があれば復興加速化交付金で対応できるので、積極的に安全な地域づくりや営農再開等に取り組んでもらい、国とは事業を継続していくことについて協議を進めてもらいたい。

次に、決算審査特別委員会調査資料の104ページ、多面的機能支払事業についてである。この事業は、震災前年に一時中断したが、自治体、農協等からの要望で継続することになったと思う。事業内容は、これから耕作放棄地がふえる農村地域にかなり有効だと思う。以前に比べて帳簿整理等の事務処理が大変になっており、現場では専門の担当がいないと事業が思うように進まない状況にある。

補助金なので厳しくてよいという意見と地域振興や環境保全のためにもう少し簡便な方法でやる

べきだという意見があるが、県としてはこの事業をどのように考えているのか。

農村振興課長

多面的機能支払事業については、平成17年度から中山間地域等直接支払事業とともに日本型直接支払制度に組み込まれ、事務手続等についても3つの支払交付金事業に一本化され、様式等の簡素化が図られている。しかし、委員指摘のとおり、活動組織における事務処理がなかなか大変であるという話は聞いている。このことについては、地域のリーダーに対する研修会を開催したり、事務処理の負担軽減を図るために市町村で一つの組織で活動しているなど、他地区の優良事例も紹介しながら事務の効率的な執行に努めていきたい。

高野光二委員

多面的機能支払事業は、大変よい事業だと思う。この事業により地域でコミュニケーションがとれたり、地域の水路まで管理できる大変な有効な事業なので、この事業の継続を願う。要望である。

柳沼純子委員

農地の基盤整備事業には、「人・農地プラン」や農地の集積・集約を進める中で、災害対策事業としてやれば負担がゼロまたは1割ぐらいで済む事業があったと思う。

そこで、現在、基盤整備事業にはどのぐらい申し込みがあり、それには期限があるのか。

農村計画課長

圃場整備事業の事業実施においては、地元負担の軽減のため全体で担い手への集約を図っている。その中で農地の集積については、地域が主体となり事業を実施していく中で計画を策定していくことになっており、農地中間管理事業における申し出とは違い、事業実施の中で事業実施計画をつくっていくことになっている。

柳沼純子委員

圃場整備事業において農地の集積をすれば、国が2分の1、そして県と市町村の負担により、農家は1割程度の持ち出しで済むと聞いているが、それは県内では進んでいるのか。それとも農地中間管理機構で進める事業なので県とはかわりはないのか。

農村計画課長

圃場整備事業の事業計画の中では、地域の担い手への集積の取り組みに応じた促進費として地元の負担軽減が図られている。また、圃場整備事業の中で中間管理事業により将来の担い手へのワンランク上の集積に取り組む地区については、さらに地元の負担軽減が図られている。

柳沼純子委員

平成26年度における経費はどこに記載があるのか。

農村計画課長

予算説明資料309ページ、経営体育成基盤整備事業（県単）の事業計画欄の2番目、県単経営体育成促進事業において、圃場整備事業の中で地域の担い手に集積する場合に地元の負担が軽減される取り組みが行われている。

甚野源次郎委員

調査資料74ページ、前年度における決算審査特別委員会の意見に対する処理状況についてである。復興・再生に向けた事業を実施しているが、豪雪や今回のような豪雨などの自然災害も発生してタイトな業務執行が課せられる状況がある。平成26年度は専門的知識を有する職員の確保の取り組みなどの記載はあるが、復興・創生の今後の大事な5年間に向けての課題はかなりあると思う。そこで、業務の執行体制などについての課題の整理や検討は行っているのか。

部参事兼農林総務課長

象徴的な例として、相双農林事務所では災害関係で業務がふえており、平成23年6月の職員は11名であったが、26年4月には191名となっている。自治法派遣職員等による増員を図りながら、業務が大変なところには、さまざまな検討をして対応している。

高野光二委員

素朴な質問で大変恐縮である。冒頭の部長説明において、平成26年度の歳入決算額が約652億円、歳出決算額が約944億円であった。

本来、歳入と歳出にはそれほど差はないと思うが、震災対応の次年度繰り越しなどによるものなのか。

部参事兼農林総務課長

県全体では歳入と歳出はほぼイコールとなるが、部として歳入を見込んでいる部分は一般財源等を除くことから、歳入と歳出は基本的にイコールにはならないことを理解願う。

（ 9月29日（火） 保健福祉部）

高野光二委員

自治医科大学の助成についてである。本県も自治医科大学からの医師派遣は、被災県であることから多くの加配をしてもらっていると思うが、基本的に自治医科大学は総務省で運営している医療機関である。負担金を出すことにより場合によっては加配につながるのかを含め、県が負担金を出

す考え方を説明願う。

医療人材対策室長

自治医科大学の運営費の負担金についてである。全国47都道府県がそれぞれの負担金を学校法人である自治医科大学に拠出して、その負担金をもって大学の運営をしている。

したがって、各都道府県からの負担金で学生の奨学金も含めた自治医科大学全体の運営をしている。

最近少し定員がふえ、1学年約100名で運営しており、各都道府県から毎年2～3名の入学者を受け入れるが、本県は震災等の影響もあり、ここ数年は3名を受け入れてもらっている。

高野光二委員

認識不足で失礼した。

定員の枠の中で、通常は各都道府県から2名くらいの枠であるが、本県からは3名ずつ受け入れてもらっており、その3名が本県に戻り、地元で医療の仕事ができるとの理解でよいか。

医療人材対策室長

そのとおりである。場合によっては留年もあるが、その3名の入学者が6年間の課程を卒業し、本県に戻って僻地医療に従事している。

太田光秋委員

いろいろな要因があって不用残が出たことは理解する。その中で、医師の確保、看護師を含めた医療従事者の確保で、例えば復興を担う看護職員の人材育成という事業計画の説明もあった。当初から見れば大分削減されている計画ではないかと感じる。国の内示等がいろいろとあり、そのおくれがあってできなかった事業があることも認識しているが、医師や看護師の確保は大変重要な課題であるので、平成26年度の実績を踏まえ、27年度事業にどのように生かされているか。

医療人材対策室長

浜通り、相双地区の医療機関を対象とする看護師確保対策の事業等については、当初予算額より実績が少ないことから不用残が生じている。

これについては、我々が浜通りを中心とした医療機関に出向き、どのような県の施策、対策が有効であるのか聞き取りをしながら事業策定に努めているが、まだ想定よりも少し実績が少ない。引き続き現場の各医療機関に出向き、どのような看護師確保対策が有効であるのか十分把握しながら、翌年度事業に反映させたい。

太田光秋委員

それは看護人材確保の一例だが、全体的に27年度当初予算編成に向けてどのように課題を把握し、

どのような対策に取り組むこととしたのか。

医療人材対策室長

医師を初めとする医療人材の確保についてである。例えば、平成27年度においては、相双地区に限らず、産科、小児科を中心とする周産期医療に従事する医師が足りないことから、周産期に特化した修学資金の創設や県立医科大学に周産期医療支援センター等を設置して、人材確保に努めている。

あわせて看護職員の確保については、26年度から実施していた浜通り、相双地域を対象としたバスツアーが、高校生や看護学生、受け入れ側の医療機関からも非常に評価が高かったこともあり、27年度は回数もふやしてバスツアー等を実施している。

それ以外にも、26年度から看護師等の修学資金について貸付月額の増額や返還免除となる対象医療機関の拡大を実施している。

太田光秋委員

看護師の確保も大変重要であり、医師確保も寄附講座を含め、いろいろ実施していることは承知している。これは平成26年度決算の審査であるが、27年度、それから今後の私の地元を含めた浜通りの医療体制を考えると、ハードも含めて進みが遅いのではないかと懸念している。帰還に向け、住民は健康対策を待っている。さきの話では看護師の養成も県で考えているとも聞いているので、ぜひ26年度の総括をして、27年度以降、前に進むよう尽力願う。